

環境社会配慮助言委員会 第71回 全体会合

日時 平成28年7月8日（金） 14:29～16:45

場所 JICA本部 111・112連結会議室

（独）国際協力機構

午後2時29分開会

○渡辺 それでは、第71回の環境社会配慮助言委員会・全体会合を開始したいと思います。

冒頭、開会の挨拶として、審査部部長の和田から一言挨拶申し上げます。

○和田 座ったままで挨拶させていただきます。

第3期の助言委員会の最後の全体会合に当たりまして、ご挨拶をさせていただきます。

まず、現地時間7月1日金曜日夜に、バングラデシュのダッカにおいて、大変悲しいことですが、外国人を狙った襲撃事件が発生しました。この事件でお亡くなりになられた7名の方、また負傷された1名の日本人の方は、JICAの協力準備調査業務に従事されていたコンサルタントの皆様でした。

8人の皆様は、急速に膨張するダッカの交通渋滞緩和のための交通システムについて、円借款事業としての実現可能性の調査に従事されており、環境社会配慮もそのTORの一つでした。

バングラデシュの発展のために尽力されてこられた方々がこのような事件に遭われたことは、まことに痛恨の極みであります。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りし、本日ご出席されている皆様全員で黙禱をささげたいと思います。

それでは、ご起立いただけますでしょうか。

黙禱。

ありがとうございます。それではおかけください。

また、負傷された方の一刻も早いご回復をお祈りいたしたいと思います。

今後も、JICAとしては安全第一に、現地の状況をしっかり把握しつつ、安全の確保に最大限努力をしてみたいと思います。そして、バングラデシュの発展に引き続き貢献してみたいと思っております。

第3期助言委員の皆様方におかれましては、この2年間、JICA事業に対してさまざまなご助言を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。特にお忙しい中、全体会合やワーキンググループのためにご足労いただき、活発にご議論くださいました。また、ワーキンググループの会合の際には、事前に分厚いレポートをレビューしていただきました。このようにお時間をかけていただいて上で有益なご助言を賜り、大変感謝しております。

今後でございますけれども、今期23名の委員の方がいらっしゃいますが、そのうち14名の方が引き続いて第4期も委員にご就任いただくことになりました。大変ありがとうございます。それから、今回欠席をされておられる方もいらっしゃいますが、今期で退任される9名の委員の方々に対しましては、この場を借りて、改めて御礼を申し上げます。どうも本当にありがとうございました。

最後に、改めてこの2年間、助言委員会の活動にご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。我々事務局といたしましては、今後もよりよい委員会運営が

できるよう対応していく所存ですので、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○渡辺 それでは、お配りしている議事次第に従いまして、本日の全体会合を進めていただきたいと思っております。村山委員長よろしくお願いたします。

○村山委員長 ありがとうございます。

先ほど、和田さんからお話がありましたので、今日は最後にお話ししようかと思いましたが、私のほうからも一言お話をさせていただきたいと思っております。

今回、調査されていたのが都市交通改善事業で、我々も、実はこれに関係する案件について、既に議論をしています。この助言委員会がこの形で始まったのが2010年の8月からですが、最初の案件がこの都市交通改善事業で、当時は6号線を対象にしました。この時は、スコーピングから最後の環境レビューまで3回助言を出すというフルコースで行っています。

今回調査されていたのが1号線と5号線ということで、6号線にも関連するものですので、私自身も非常に重く受けとめております。

先ほどもありましたが、亡くなられた方々のご冥福と、負傷されている方の1日も早いご回復をお祈りしたいと思います。

それでは、今日の委員会を始めさせていただきたいと思っております。

まず、案件概要説明2件です。最初がエチオピアの道路改良事業ということで、環境レビューの段階です。

では、ご説明よろしくお願いたします。

○若松 アフリカ部二課の若松と申します。座ったまま失礼します。

エチオピアのジンマ-チダ区間道路改良事業について概況を説明いたします。

まず、エチオピアの基本的な経済状況及びJICAの戦略について1分ほどご説明したいのですが、今回、円借款の事業ということで形成中ですが、エチオピアでは、最後に円借款を供与したのが1974年という40年以上ぶりの円借款となります。再開後の第1号は世銀と今形成中の女性起業家支援事業となっております。この道路案件を第2号、あるいは第3号にしたいというふうに考えております。

エチオピアは東アフリカの人口最大の国として、人口はもうすぐ1億人ということで、ナイジェリアに次ぐアフリカ2位の人口の大国であります。面積は日本の約3倍、一人当たりGNIは550ドルという最貧国の部類に入っております。人間開発指数も187カ国のうち173位となっております。

主要産業は農業で、コーヒー、メイズなどです。

GDP構成比は、第1次産業が46%、第2次11%、第3次43%となっております。

その右側に移りまして、エチオピアの開発政策とJICAの支援とありますが、エチオピアは国家5カ年計画というもの、昨年GTP2というものを策定しまして、九つの戦略の中にインフラも含まれておりますが、それに基づきJICAは支援を行っております。

エチオピアのODA実績ですが、無償技術協力、技術協力は毎年平均30億、無償資金協力は毎年47億円前後で実施してまいりました。

あと、民間連携ですが、2014年に安倍総理が訪問されまして、2015年にはエチオピア航空が日本への直行便の就航を開始しました。

次をお願いします。事業目的をご説明いたします。

先ほど申し上げましたGTP2、第2次国家開発5ヵ年計画及び第5次道路セクター開発プログラム、RSDP5と呼んでおります。こちらに基づきまして、本事業対象区間、ジンマ-チダ間は経済回廊整備を進める優先事業として位置づけられております。

ここに「ジンマ-チダ、ソド-サウラ」と書いてありますが、こちらはアフ開が実施する部分も含まれております。後ほどご説明いたします。

二つ目のポイントで、エチオピア南部回廊網の整備でございます。この右側の地図をご覧くださいますと、アジスアベバから南スーダンに抜ける道路、及びアジスアベバからケニアに向かって抜ける道路、この回廊がありまして、この間を繋ぐジンマからチダ、この赤い区間の整備をしたいと考えております。

点線は今工事中の部分でございます。ですので、この案件により、この点線と赤が繋がって物流網ができると考えております。

経済開発・貧困削減への貢献ですが、本融資対象はオロミア州という最大の州でございます。エチオピアのコーヒーの51%、蜂蜜の57%を算出しております。森林の約70%を有しております。

なお、このジンマ-チダ間のジンマですが、ここジンマはコーヒーなど農産物の集積地となっております。そこに集積したものをアジスアベバ、あるいはジブチを通して輸出しているということになります。

この区間を整備することによりまして、蜂蜜、コーヒーを含む穀物や農産品、林産品を首都アジスアベバ、あるいはケニア方面へ輸出することが可能になるというふうに考えております。これによって当該地域の貧困削減への貢献も期待しております。

次をお願いします。

事業概要ですが、オロミア州のジンマ-チダ間の区間、82kmの未舗装幹線道路2車線を全天候舗装道路へ改良します。一部拡幅がございますが、これは延長最大4.1kmというふうに認識しております。

この案件はアフリカ開発銀行との協調融資案件、ACFAと呼んでいますが、ジョイント実施したいと考えております。

実施機関はエチオピア道路公社、Ethiopia Road Authority。

円借款対象は土木工事（道路改良）の部分です。

スケジュールですが、2021年6月完工、供与開始を予定しております。

協力準備調査はエチオピア政府が実施しております。DDも作成済みで、現在一部更新中。ESIA、住民移転計画は実施機関が作成済みとなっております。

事業対象地域図ですが、先ほどと重複しますが、JICA実施部分は、この左下の赤線で示した部分。アフ開は、ほかの2区間及びJICA融資対象部分を一部実施するという予定をしております。

道路の状況ですが、このジンマ-チダ間は山岳地帯を通る道でして、左上、山岳道路となっております。

右上、ご覧のとおり軟弱地盤で、トラックがスタックする場合もある。

また、浸食された箇所も見受けられまして、右下は住民が居住している区間ということになります。

環境レビュー方針の概要ですが、適用ガイドラインはJICAのガイドラインを適用予定。

カテゴリ分類は、非自発的住民移転が該当しますため、カテゴリAに分類したいと考えています。

環境許認可ですが、現在、道路公社の総裁が署名したものを運輸省で承認する予定ですが、そのプロセスの途中ということです。

要確認事項としまして、承認及び環境許認可証明書の付帯条件がある場合、内容の確認をしたいと。

汚染対策ですが、工事中の大気汚染、騒音、水質汚濁などについては、散水、運搬車両の速度制限、土壌流出対応策などによりまして、影響の程度を最小限とする見込みです。

また、供用後の騒音・振動については、速度制限の設定の対策がとられるということです。

確認事項としましては、緩和策の詳細について確認したいと考えております。

自然環境面ですが、基本的にこの区間は住民が居住しているエリアを通る道路でして、未舗装道路の舗装ということで、拡幅も4.1kmしかありませんが、事業対象地域は国立公園には該当しませんが、一部、Sisima Kedo Protected State Forestという部分を約4km通過するというようになっております。

通過地域には天然林、プランテーション林が混在しますが、既存の道路の改修のみ実施しまして、拡幅も最小限に留めるということで、影響は限定的になるという理解をしております。

要確認事項としまして、緩和策の詳細について確認したいと考えております。

社会環境面ですが、RAPIは2014年に作成しまして、2016年に更新されています。

被影響世帯数1,700世帯、うち移転要が446となっております。

構造物、作物への再取得価格による補償が含まれております。

ステークホルダー協議は2011及び2012年に開催しまして76名が出席。加えて今年5月に再度ステークホルダー協議を実施し、78名が出席しております。

確認事項としましては、住民移転計画の内容を再度確認しまして、ステークホルダー

一協議の参加者との協議内容を確認したいと考えております。

最後ですが、その他・モニタリングについて、大気質、水質汚濁、騒音・振動について実施機関よりモニタリングが実施される見込みということで、確認事項としては、モニタリング項目、頻度、方法、実施体制の詳細について確認したいと考えております。

審査スケジュールですが、10月を目標としております。その前に、8月にワーキンググループ、9月の全体会合の助言確定をしたいというふうに現在考えております。

L/Aは今年度中に調印したいと考えております。

ご清聴ありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○谷本委員 一つ説明をお願いします。4ページですね、スライドの、最初の事業内容のところ、一部拡幅ということが書かれていますけれども、これは何か理由があるのでしょうか。特別な理由があるのか、これをお願いいたします。

○若松 ありがとうございます。現在、私が理解している範囲では、これは町なかを通る道として、その町なかを通る際に車線を増やすと聞いております。

○村山委員長 今の点に少し関連するのですが、全長が82kmで比較的長いのですが、拡幅は4km少しということで短いと思います。

一方で、被影響世帯数が1,000世帯と結構な数になっていると思うのですが、これは、この4.1kmの拡幅部分に集中しているという理解でよろしいでしょうか。

○若松 ありがとうございます。その4.1kmの部分には集中していますが、そこに限らず、町を通過する部分に関しては住民の移転が発生するという理解をしております。

○村山委員長 ただし、ほかの部分は改良だけですね。それでも移転が発生することですか。

○若松 そうですね。道の幅も一定ではないので、そこを2車線にする場合に移転が影響すると理解しております。

○村山委員長 わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。

米田委員どうぞ。

○米田委員 一つ教えてください。アフリカ開発銀行との協調融資ということなんですけれども、その役割分担というか、責任の分担はどのようになっているのでしょうか。

○若松 ありがとうございます。アフリカ開発銀行との協調融資ですが、こちらはジョイント案件となっております、アフリカ開発銀行がメインとなりまして案件形成を行っております。

また、案件開始後は、案件管理はアフリカ開発銀行が主に実施していくこととなります。

○作本副委員長 作本ですけれども、この場合はアフリカ開銀もガイドラインを持っておられると思うんですけれども、どちらを優先的に適用するという、何かお考えがあれば、今の段階で教えてください。

○若松 ありがとうございます。アフ開、JICAがそれぞれのガイドラインを適用する予定でございます。

○作本副委員長 それぞれがというか、重なる形じゃなくて、全く同じではないと思うんですね、二つのガイドラインですから、内容が異なるような場合に優先的に。あるいは、先ほど米田委員からもご質問がありましたが、例えば、この出資額が多いほうが適用されるとか、何かそういうルールがあるのでしょうか。一般的に、もしそういうものがあれば教えていただきたいんですけれども。

○古賀 協調融資の場合は、それぞれのドナーが持つガイドラインに基づいて審査をし、環境社会配慮を求めていくということになります。

もし、両者のガイドラインにギャップがある場合は、なるべく高いほうに合わせるような形で、アフリカ開発銀行とJICAと実施機関の間で協議をしていくということになると理解しております。

○作本副委員長 それぞれの担当部分があって、担当地域があって、そこについてはそれぞれのガイドラインを適用するというような、そういう考え方でよろしいですか。

○古賀 今回についてはジョイントということで、同じ区間に対して、JICAもアフリカ開発銀行も、同じ区間にそれぞれ融資をするということで、区間を分けるというようなものではございませんので、そういった区間に応じた役割分担というものはございません。

○作本副委員長 わかりました。

○村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。大体よろしいですか。

ないようでしたら、これでご説明を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、二つ目に移らせていただきます。

ニカラグアの地熱開発計画の準備調査ということで、こちらはE/S案件ということでですね。

では、準備ができましたらご説明をよろしくお願いたします。

○渡辺 担当部のご説明の前に、事務局のほうから若干補足申し上げます。本年2月にエクアドルの案件で、試掘に関して協力準備調査を実施するという案件があり、全体会合でご説明、ご議論させていただいたんですけれども、その際に、もう1件ニカラグアでもあると頭出しさせていただいた案件になります。

ですから、基本的な構造としては同じように、協力準備調査で試掘を行いますけれ

ども、ただし、その後、E/S借款等がありますので、助言委員会の諮り方については通常と異なりますというご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○久下 それでは始めさせていただきます。

私は産業開発・公共政策部の久下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

案件名としましては、ニカラグアのモンバチヨ地熱開発計画準備調査というようなことでご説明させていただきます。

ご説明の流れなんです、事業の背景をまず説明させていただいて、その後事業概要。3番目としまして環境社会配慮の概要で、最後にスケジュールについてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

まず、事業の背景のところなんですけれども、こちらの表に、ニカラグアの2014年の電源構成を列挙させていただきました。ニカラグアは電気料金が非常に高いということで、大体15セント～31セントというような形で、域内ではかなり高いほうにあるというような状況です。

ニカラグアの政府の電力政策で一番大きいところ、肝になるところは、火力を減らして再生可能エネルギーを増やすというのが肝になっています。

次ですけれども、今、電力の中での割合なんです、再生可能エネルギーが51%というところなんです、これを2027年までに91%にするというところ、非常に野心的な計画を担っているというような状況です。

他方で火力発電ですね、今49%、これを2027年までに9%にするというのがニカラグアの電力政策の根本になっている状況です。

我が国の協力方針との整合性のところなんですけれども、ニカラグア共和国国別援助方針の中の「環境保全と防災」の下に、開発課題「災害リスク軽減・環境保全」というところが定められておまして、本事業についてはその中に含まれるというようなたてつけになっています。

事業概要のところなんですけれども、グラナダ県モンバチヨ地区というところで、首都のマナグアから南東に約40kmぐらいのところにあるんですが、モンバチヨはこのニカラグア湖のすぐ近くになります。ここで地熱開発を行っていくというような流れになっています。

こちらに緑の濃い線で示されているところが自然保護区、山頂ですね、850m以上が保護区になるんですけれども、この黄緑色の線で示しているところがバッファゾーンというような形になっていて、今回のサイトについては大体こちら辺、バッファゾーンの大体外側ぐらいになっているという状況です。

事業概要のところなんですけれども、借入人につきましてはニカラグア共和国。

実施機関については、ENELというニカラグア電力公社という形になっています。

他機関との連携・役割分担のところなんですけれども、本事業についてはCOREス

キームのもとで、IDBとパラレル協調融資を実施する予定というような形になっています。

運営・維持実施管理体制につきましては、先ほどのENEL、ニカラグア電力公社のほうが行うということで進めています。

事業の概要、案件形成から事業実施までの手続のところですが、もうこれもほとんどこの前のエクアドルの例と同様というような形になっています。今回の協力準備調査の中では、補完調査と、あとは3本程度の試掘を考えていますけれども、それ実施して、その後でE/S借款の中でエンジニアリング・サービスを行っていく。最終的に円借款で発電所の建設を想定しているというような流れになっています。

環境社会配慮の概要というところですが、これもエクアドルと同じというような形になっていて、カテゴリ分類についてはAとなっています。

協力準備調査、試掘についてはカテゴリB並というところですが、円借款本体のほうですね、30MW級の地熱発電所を今回想定しておりますので、カテゴリAというようなたてつけになっております。

これも前回同様のご説明のスライドでございますが、地熱開発の流れというところと環境社会配慮というところをまとめております。

今回、まさにまだ資源が出ていないモンパチョというところでの試掘になります。今ステージとしてどこにあるかという、まさにここですね、最初の試掘をしますよというところで、一番大きな目的については、まず資源があるのかどうか、資源確認が一番大きな目的になっています。

口径としましては、大体約16cmのもので、およそ大体1,600mぐらい掘るのかなということで、今のところ検討しております。

これが終われば、次のE/S借款の段階ですが、実際に地熱の井戸を掘って行って、事業化判断を行って、プラントを建設していくというような流れになっています。

環境社会配慮の概要のところですが、協力準備調査の目的としましては、地表調査、試掘のための環境社会配慮、あと、試掘3本及び試掘を踏まえた事業化調査実施の検討ということで、同調査のTORなどを検討していくというようなことで書いております。

調査内容としましては、試掘計画の作成、その計画に沿って試掘を3本実施するというところで考えています。

試掘の結果に基づいて、地熱貯留槽のモデルの再検討を行いまして、事業化調査計画の作成を行うというようなところで考えています。これに応じた環境社会配慮も実施していくということで、試掘については国内法に基づく環境社会配慮を行いますという状況です。

自然保護区との関係ですが、事業対象地区、三つの自然環境保護区に囲まれています。こちらの山頂付近、モンパチョ火山自然保護区というところがあるんです

が、あと三つと言いましたが、この平野部のほう、下のほうに二つまた自然保護区があるというようなことであります。

今回の対象地区につきましては、先ほど申しましたようにバッファゾーンの下の方、南の方というようなところで、ここに赤く書かれているところが、今のところ想定している試掘のポイントでございます。今のところ、試掘については全てバッファゾーンの外で検討しております。

あと、特別に留意をしようということで考えておりますのが、まず最初に自然環境というようなところで、事業対象地域につきましては、ENに該当するカエル類などの生息が懸念されております。こちらへの影響について適切な対策をとるというようなことで、環境社会配慮調査を行うということで考えています。

また、汚染対策、試掘のときに大気質であるとか水質、廃棄物、騒音・振動等による影響が想定されるというようなことですので、各段階において環境社会配慮の評価を行って、緩和策を実施していくというようなことで考えています。

少数民族については、先住民ですね、その少数民族についての居住について、当該地域について確認されてございません。試掘予定地にて用地取得が発生する場合には、協力準備調査の中で簡易住民移転計画を作成するというようなことで考えております。

最後になりましたが、今後のスケジュールということで、協力準備調査を大体2年ぐらいかけてこれからやっていくというようなことで考えています。次のE/S借款につきましては、2018年ぐらいから2021年ぐらいというようなことで考えておまして、本体の円借款につきましては2021年以降というようなことで考えてございます。

駆け足になりましたが、私のほうから説明を終わります。

○村山委員長 ありがとうございます。

○渡辺 前回は議論させていただきましたが、整理させていただくと、本件は協力準備調査ですが、基本的には試掘のみを行う協力準備調査となおり、カテゴリ自体はAです。なぜならば、2021年以降に審査を行う本体は、ある程度大規模なものが想定されるためです。ただし、この協力準備調査の中でEIAを作成するか、RAPを作成するということが含まれていないために、中身としては、かつ今回も試掘ということもありますので、カテゴリB並、具体的には、基本的には国内法に基づく環境影響評価を行った上で試掘を行う予定です。

ただし、助言委員会のほうに何かお諮りするものがあるかということ、この協力準備調査においては、そのような調査が予定されていないという点が一点目。あとは、これはE/S借款の場合の環境レビューのやり方として2パターンあるのですが、本件においてはE/S借款の前に、改めて案件概要説明をさせていただきますが、助言委員会にお諮りする環境レビューとしては本体の審査前になりますので、スライドの最後の表が、助言委員会というところが5年先の星になっているという形で整理をしております。

要は、協力準備調査ではあるものの、我々が通常お諮りしている、スコーピングが

あってドラフト最終報告書があってという中身ではないために、かつその後の、実際EIAレポート作成したり、RAPを作成したりという点がE/S借款内で実施されるというケースのために、このようなたてつけになっているということになっております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

○作本副委員長 作本ですけれども、初歩的なことで申しわけないんですけれども、この10ページの図では、3カ所をこの試掘場所として指定されておりますけれども、この試掘の方法は、よく保護区の場合には、斜めから地熱を取るというやり方もあるかと思うんですけれども、この場合の三つの場所での試掘の方法というのは、垂直に一応、まず基本的に、真っすぐ縦に掘って行って、このガスの有無を確認する、そのような方法と考えてよろしいでしょうか。教えてください。

○久下 ありがとうございます。まず、実際の掘削計画につきましては、協力準備調査の最初の段階で確認するということですが、今のところ、もしかしたら途中で曲げる可能性もあるかなというようなことを考えております。

○作本副委員長 ありがとうございます。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。

鋤柄委員。

○鋤柄委員 ご説明ありがとうございました。ちょっと先の話ですけれども、30MWの発電所がこの場所にできる可能性が大きいというか、できたら作りたいということですが、この地点からですと、その電力を持っていく送電線というのは、この保護地域のバッファゾーンにかかる想定でしょうか。マナグアが首都で、大消費地だと思います。こちらへ持っていく場合に、先ほどのご説明の10枚目のスライドですと、この保護区のある山の南側に3カ所試掘して、ここで有望であれば発電所が作られると思いますが、最短距離でマナグアへ持っていくとすると、自然保護区を突っ切るような形になってしまう印象があります。

既に送電線が南側に通っていて、それに繋げるという想定なのか、あるいはそうではなくて、新しく保護区ないしバッファゾーンを突っ切るような形で想定されているのか。先の話ですけれども、もしわかっていることがあれば教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○久下 ありがとうございます。ご指摘のとおり、30MWは、あればいいなというところがありまして、実際にどれぐらいの発電容量かというのは、今全く見えていないというような状況ではあります。

基本的には、送電線につきましては、既存の送電線をうまく活用できればいいかなというような形で思っておりますが、実際に発電、ここで何メガワットぐらいが予測されるというようなことがわかりましてから、また協力準備調査の中で、どのような

線形の送電線がベストなのかというようなことは考えていきたいと思っております。
まだ具体的にはわかっていないという、すみません。

○鋤柄委員 ありがとうございます。

○村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。

今、画面に出ている地図で、試掘とともにアクセス道路とパイプラインも敷設されるということですね。

○久下 おっしゃるとおりです。そこで書かれております黄色いところですね、こちら辺が既存の道路を拡張するところになっております。これと並行するような形で、水のパイプを引いていくというような計画で考えております。

○村山委員長 パイプラインは地上に敷かれるのですか。

○久下 そうですね、道路の脇のほうに沿うような形で、引くような形で考えております。

○村山委員長 わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

○作本副委員長 今、村山委員長のご質問があったんですが、同じ図の一番下に、Water intakeですか、取水源がここにあるということなんですが、こちらへの影響というのはどのように、何か考えていることがもしあれば教えてください。

○久下 ありがとうございます。基本的には湖のほうから引いてくるというような計画を、今のところ考えております。掘削に必要な水というところにつきましては、掘削計画によって、その都度変わってくるというようなところがありますので、それについても、最終的な掘削計画に応じて考えていくというような理解でいます。当然、湖の影響について、影響があるかどうかというようなところも考えていきたいというふうに思っています。

○村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 先ほどの作本委員の質問とも関連するんですけども、このバッファゾーン、ごく近傍の試掘予定地もあるかと思うんですが、傾斜掘りをした場合に、バッファゾーンのラインを超えて中まで入っていく可能性も、今のところあるのか。それはもう現段階では、そっちには曲げないというふうに決めているものがあるのかという点が一つと、あと、取水なんですけれども、実際、でも試掘に使う水はそんなに量はないのかなというふうに思うんですが、一方で、この今回建設するパイプラインというのは、発電事業まで見据えたようなものの建設になるのかどうか、試掘のためだけのものなのかという点、もしわかっていれば教えていただきたいと思えます。

○久下 ありがとうございます。まず最初、曲げる、曲げないの話については、貯留槽の傾きがどっちに曲がっているのか、クラックですね、そこが一番重要なところなのかなと思っておりますので、まだ現時点ではわからないというところが正直なところ

ろです。

この国につきまして、バッファゾーン自体については、まだ開発が認められている国というようなところがありますので、ニカラグアのほう、レギュレーションに沿った形でやっていきたいなというような形で思っています。

あとは、まず今回、先ほどの繰り返しになりますけれども、まだ何メガワットの発電所になるかわからないというようなところがありまして、ということは、まだそこに必要な水がどの程度になるかもわからないというようなところがありますので、まず最初に、今回の協力準備調査の中では、試掘を中心に考えていきたいというようなところで、今思っているところです。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

松本委員。

○松本委員 5年も先の話ですので、このことを覚えているかもわかりませんが、スケジュールのところを確認したいんですが、発電所建設の助言委員会に星がある。この星の意味が何かというのも聞きたいところですが、エンジニアリング・サービスの環境社会配慮調査に助言委員会が関与していないんですが、確認をしたいのは、これはもう環境レビューとして次の助言委員会を考えていらっしゃるのか。それとも、エンジニアリング・サービスの、いわば協力準備調査を通常どおり助言委員会で議論するご予定なのか。IDBとということなんで、もしかしたらIDBがF/Sをやるのかとか、いろんなことがあり得ると思うんですが、そのあたりを教えてください。

○渡辺 ここの2021年～22年の間の星というのは、環境レビューのためのワーキング、助言委員会という想定になっておりまして、今回ご説明したのは、協力準備調査をやりましますけれども、これについてはあくまで透明性の観点から、このようなものですよというご説明であって、本体に対する案件概要説明というのは、改めてエンジニアリング・サービスの前に1回案件概要説明をさせていただきます。エンジニアリング・サービスの中でEIA、RAP等が作成されますので、それはエンジニアリング・サービスで相手国政府が実施するということになりますので、それに対する助言委員会というのは、環境レビュー一発物として2021年の後半に行われるという整理になっております。

○松本委員 確認ですが、つまりエンジニアリング・サービスの枠の中に助言委員会はない。最後のレビューの、このつまり発電所建設に助言委員会があるというのは、その環境レビュー一発物である、そういうことですね。

○渡辺 ご理解のとおりです。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件のご説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループの会合報告及び助言文書確定になります。

今日は6件ありますので、比較的時間はありますが、要領よく進めさせていただきた

いと思います。

最初が、ケニアの高架橋建設・道路拡張事業のスコーピング案の段階のものです。こちらについては塩田委員に主査をお願いしております。ご説明よろしくお願いたします。

○塩田委員 塩田です。ケニアの関係ですが、ワーキンググループの会合等々につきましては、1ページのところに書かれているとおりです。

委員は、作本委員、田中委員、谷本委員、私を含めて4名で行いました。

その内容につきましては、2ページから3ページにわたって助言をしております。

まず、全体事項ですけれども、戦略的環境アセスメントを実施している場合にはDFRにその内容を紹介してください。

それから、対象道路の標準横断面の設定根拠についてDFRに記述することというのが、全体的な事項として論議をしております。

代替案の検討ですが、代替案の生活環境項目について詳細にDFRに記述することということです。

それから、4番目のところは、代替案の検討において、ルート、構造等を含めて比較し、その結果をDFRに記述し、その際には、優先事業選定プロセスにおける「高架橋1」、それから「高架橋1：代替案」の表記をわかりやすく改めることというふうにしております。

それから、スコーピング・マトリックスですが、「廃棄物」及び「気候変動」の項目で、供用時の影響評価はB-と修正し、DFRに記述すること。

それから、環境項目は6番から12番まできめ細かく助言をしております。

まず、6番目ですが、大気及び水質汚染の状況を具体的なデータに基づきDFRに記述すること。

それから、市場から出るごみ、道路上のごみの処理方法についてDFRに記述すること。

それから、地盤特性を考慮した道路構造設計をベースに騒音・振動防止策について検討し、その結果をDFRに記述すること。

本事業の実施に伴う街路樹の伐採の代償として、大気汚染、騒音、気候変動の緩和策となる道路・高架橋の整備に伴う沿道緑化・街路緑化を積極的に検討し、その結果をDFRに記述すること。

10番目に、「生態系」については、貴重種に限定することなく調査を行うこと。さらにナイロビ国立公園の生態系への影響については、その予測の内容とともに、過去の類似事業の事例の聞き取り調査の結果をDFRに記述すること。

それから11番目に、工事中の労働環境衛生について、粉じん、アスベスト、排気ガス等の処理方法や手順に関して実施機関等と協議し、その結果をDFRに記述すること。

12番目に、本事業の実施に伴う環境変化や緩和策の効果等を的確に把握・確認する

ため、事業対象地の周辺を含めた環境モニタリング計画を検討し、その結果をDFRに記述すること。

社会配慮については2件あります。

ワクリマ市場の一部用地取得に伴い、移転・退去を求められる被影響者の範囲及び補償の内容を実施機関と協議し、その結果をDFRに記述すること。

本事業によって整備される区間ごとに用地取得や移転の影響を受ける建物、住民数を一覧表に整理し、DFRに記述すること。

ステークホルダー協議・情報公開については1件です。

住民協議開催の方法及び必要な回数について、実施機関と協議し、その結果をDFRに記述すること。

その他ですが、DFRでは、各環境項目の用語を適正に表現すること。

ということで、全体で16項目あります。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の助言案に対して何かお気づきの点がありましたらよろしくお願いたします。特によろしいでしょうか。

ないようでしたら、このご提案の形で確定という形にさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。アルメニアの灌漑改善事業のドラフトファイナルレポートの段階です。

こちらについては、高橋委員に主査をお願いしております。よろしくお願いたします。

○高橋委員 高橋です。

この案件につきましては、ここにありますように、6月24日にワーキンググループを開催いたしました。ワーキンググループの委員は谷本委員、平山委員、村山委員、それに私であります。

この案件は、畑地の灌漑のために貯水池を作る。そして、主に既存の水路がありませんけれども、その水路の改修といったようなことが主体であります。

それでは、助言案に入ります。

2ページ、全体事項ということですが、まず1番目につきましては、この施設の維持管理、これが重要でありますから、内部規定の整備、こういったようなことについて提案をしてくださいということでもあります。

それから、2番目につきましては、さまざまな環境基準その他ですね、必ずしも十分に整備されていないということがあります。具体的には、それはFAOとか、あるいはEUの基準を使うというようなことがございますけれども、こういった組織、法令、また基準、データ分析、こういったことをギャップ分析等の記述にきちっと書いていた

だきたいということでもあります。

それから3番目、代替案についてですけれども、これは貯水池関連だけではなくて、先ほどお話ししたように、水路改修などを行います。こういった水路の比較検討についても整理をして、記述をしてくださいということでもあります。

それから、スコーピング・マトリックスについては、この項目で供用後の評価がB-というものがございませぬけれども、これについて、その評価理由を記述してくださいということです。

それから、環境配慮に移りませぬけれども、5番目は、これは強風が発生します。そのときの粉じんの影響といったようなことを検討して、必要に応じて追加的な対策を記述してくださいということでもあります。

それから、6番目につきましては、富栄養化、あるいは塩害、こういったことについて記述を充実してください。また、必要な対応策の検討などについて働きかけをしてくださいということでもあります。

次に7番目ですけれども、これは水路を含めた既存の灌漑施設の改修に伴って廃棄物が出ますが、その処理などについて記述をしてくださいということです。

8番目につきましては、貴重種あるいは生態系への影響ということ、基本的には大きな影響はないということでもありますけれども、具体的に言いますと、貯水池の水没工事などを何回かに分けて行うといったような、そういう緩和策による回避というのが影響がない理由に挙げられておりますので、そういったことについてもきちんと書いてくださいということでもあります。

それから9番目は、観光についてあまり取り上げられておりませんが、この観光面での影響についても記述をしてくださいということです。

次に社会配慮ですが、10番目、これは一時的な用地取得の制度が必ずしも十分ではないんですが、これについて永年的な用地取得と同様の補償がされるということでもありますから、そういったことについてきちんと記述をしてくださいということです。

11番目は、土地の供出に対する地域還元策、こういったことについて地域住民の要望を整理する。そして、ADBその他のプロジェクトにおける対応例も確認をして、その結果について記述をしてくださいということです。

12番目は、この代替地に関する相談について検討して、その結果を記述する。

そして、13番目につきましては、苦情処理メカニズムの手続を明確化するということで、そして協議会等の組織の必要性、こういったことについても検討して、その結果についてFRに記述をするということでもあります。

それから、14番目につきましては、表土の外部への移動について、具体的な方策といったことについても検討して記述をしてくださいということでもあります。

それから、15番目につきましては、ステークホルダー協議で、毒蛇の移動などについての懸念がありましたので、こういったことについて周辺地域への影響などを整理

して、対応策について記述をしてくださいことでもあります。

それから、その他としまして、16番目、これはモニタリング計画の詳細といいたし
ょうか、モニタリングの地点、あるいは頻度、これが不明でありますから、こういっ
たことを可能な限り明確にしてくださいということです。

それから、17番目につきましては、モニタリングの計画と、それを報告するモニタ
リングフォーム、この間に項目等の不整合がありますので、不整合がないようにして
くださいということです。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

お願いします。

○田辺委員 11番ですが、これはCommunity Landsの供出に対する地域還元策と書か
れているのですが、これが補償ではなくて地域還元となっているのは、何か背景があ
るのでしょうか。教えていただければ幸いです。

○高橋委員 これは村山委員ですが、具体的に何か村山委員のほうからありますか。

私が理解している範囲では、このステークホルダー協議で要望が出されていますけ
れども、こういったことは、金銭補償ということについて法律で規定されていますけ
れども、それ以外の補償は必ずしも明確ではないということでお話があったという理
解ですが、村山委員、補足をお願いします。

○村山委員長 高橋主査がお話しになったとおりですけれども、ここの地域は歴史的
な経緯があって、もともと旧ソ連のころからこの灌漑事業は計画されていたようなん
ですが、そのころからコミュニティへの土地の供与というのがあって、ただ、使われ
ている土地と、そうじゃない土地があるようで、使われている土地については補償す
るということが過去にはあったようです。ADBはそのような形をとったと聞きました。

今回の対象となるCommunity Landsが使われているかどうか、どうも使われていな
いようなお話があったので、その場合はどういう形で補償するのか、あるいは補償し
ない場合はどのように地域還元するのかについて、ここでは明確にしておくべきだろ
うということです。

米田委員どうぞ。

○米田委員 一つ教えていただきたいと思ったんですが、実は、今のお答えに入っ
ていたかと思うんですけれども、同じ11番について、なぜADBがここに出てきたのかな
と、ちょっと思ったものですから。前例があるということなんですね。

○村山委員長 はい、類似例として、ADBが別のところでプロジェクトを行っている
ということです。

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

鋤柄委員どうぞ。

○鋤柄委員 このプロジェクトの全体像があまり記憶にないので、とんちんかんなことをお伺いしてしまうのかもしれませんが、14番で、「貯水池内における農地の表土の外部への移動」というのは、これは貯水池を掘り込むときに、表土だけを代替地といたしますか、そこへ持っていくという意味なんでしょうか。それとも何か、湛水していくに従って流れ出していくということでしょうか。そこを教えていただければと思います。

○高橋委員 これについては、もともと農地であったところが水没しますから、その表土を、事前に使うために運搬をしてほしいということがステークホルダー協議で出ている、それについてのことです。

○鋤柄委員 ありがとうございます。

○村山委員長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしなければ、こちらについてもこの形で確定とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、3つ目になります。こちらがインドのシップリサイクルヤードの改善事業、スコーピング案の段階ということですよ。

それでは、主査の石田委員からご説明よろしく願いいたします。

○石田委員 6月24日金曜日の2時から5時半まで行いました。委員は作本委員、清水谷委員、松本委員、そして私の4名です。

質問数はかなり多くて、なぜそんなに多かったかという、やはり環境汚染に直接かかわるような、船を分解する作業ということであり、かつ私たちも、ほとんどなじみがない案件だったということもあって、質問はかなり多かったです。議論をかなりした結果、うまくこのように16個に濃縮したつもりでします。

説明をさせていただく前に、簡単にどんな案件だったかというのをご紹介しますと、シップリサイクルというのは、古くなった船をリサイクルするに当たって、特定の場所で世界はどうやら行っているようなんです。インドが世界の約3割、36%。しかもその97%を特定のグジャラート州アラン／ソシヤ地区というところで、167のシップリサイクルヤード、シップリサイクル場所というところで行っています。その167のうち70をJICAのこの事業としては対象としています。

シップリサイクルの作業というのは、そこは非常に遠浅の海岸なんです。解体すべき船を陸から10km以上離れた沖合に投錨し、そして、そこは潮間帯ですので、潮の満ち引きで潮がなくなったり、潮が出てきたりするところなんです。潮がないときに、わっと出かけて行って、いろいろなものを分解して、ばらして持って帰って。潮が完全に届かない、もう少し浜の中のほう、後背地とは言いませんが、中のほうの乾いたドライランドのところに、油だめだとか、いろいろ廃棄物を保管する場所があって、そこで分類するんです。その後、廃棄処理すべきものは、さらに後背地に廃棄物処理施設がありますので、そこまで持っていく、そういう形になっています。以上がこの案

件の背景です。

もう一つ大切なのが、2009年に香港において、安全かつ環境上適正な船舶のリサイクルのためのシップリサイクル条約というものが可決、採択されています。便宜的に「香港条約」ということも多いそうです。

この条約の中身は、環境を汚染することなく、労働者の安全も確保されて、かつ適切なプロセスでシップリサイクルが行われている、そういう施設に対して船を供与する。つまり、そういう施設でのみしか船の分解を認めない、そういうことを義務づけるための条約なんです。

インド政府はいまだに未締結なんですけれども、条約締結による施設への需要増加を踏まえて、シップリサイクル施設の近代化に取り組んでいるという状況です。

長くなりましたが以上です。

では、助言案に入ります。

助言案の中身は、大体大きく三つに分かれます。環境汚染物質の流出、それからそこで働いている人たちへの健康度合い。だから二つですね、ごめんなさい。

順番にいきます。

まず1番が、まさしくその二つを大きく含んでいるもので、汚染物質除去や健康回復等の施設の必要性を評価してくださいということです。

それから2番目は、どうしてこのアラン／ソシヤ地区に集中しているのかというところを、経済的、社会的な背景の説明が全くないので、それを書いてくださいということです。きっと理由はあるんだと思います。浜が長いということはあるんですけれども、ここに集中させている理由というか、集中してしまっている理由がきっとあるはずです。

それから3番目が、廃棄物処理施設間での輸送に伴う環境社会影響評価をしてください。

4番目は、「条約適合施設に改修」と、香港の条約をにらんだことが本事業の実施目的の一つなんです。実際に、この本事業は施設の、シップヤードの改修が主な項目です。項目を申し上げますと、施設の改修、それから廃棄物処理施設の改善、労働者の居住施設の建設、職員などの能力強化という4本柱からなっていて、その一つが施設の改修なんです。その改修にかかわる施設の具体的な内容、必要性がやや欠けているので、それをDFRに詳述してほしいということです。

5番目は冒頭で申し上げました。

6番目は運営。能力強化というのはあるんですけれども、事業というものはハードとソフトで成り立っていますので、その両方について書いてくださいということです。

それから、7番の代替案の比較検討では、ここで行われた代替案は、シップリサイクルをするときの方式についての代替案をやっているんです。ドライドッグを作るとか、ビーチでやってしまうとかが、どういう方法を取り入れるか。棧橋方式でやるか、ビー

チングといって、潮間帯とヤード内で解体をするか、それともスリップウェイで引き上げてやるかという四つの方式を検討しています。

そこにおける助言は、代替案の比較検討に、事故等作業労働者の健康被害リスクがないので、それを書いてください。

それから、シップリサイクル条約、つまり香港での条約を批准するために、どういう方式がこの地区において適切なものか、代替案比較を通して、よりわかりやすく書いてくださいと。

続けてスコーピング・マトリックスですけれども、水質汚染に関する評価理由に、潮間帯での解体による汚染物質の流出リスクを加えてくださいということですよ。

環境配慮に行きます。環境配慮は、潮間帯でやっているのだから、どうしてもやっぱり気候変動の影響を受けると思ったものだから、気候変動による検討をしてくださいというのが10番。

それから、11番はギャップ分析ですね、インドの各種基準で欠けているもの、ないものがあったりするので、やはり国際的に妥当だと認められている基準とのギャップを踏まえた評価を行ってください。

それから、さらには底質、底土。砂浜だとか、海の周辺の土の調査に関して、汚染程度を調べるために貝類などの指標を使ってみればいかがですかと、その提案です。してくださいということですよ。

それから13番は、大変大切な事柄で、アスベストの飛散・分散ですね、大気測定だけじゃなくて、作業労働者の、現在の肺気腫や疾病発生状況等の把握をしましょうと。

さらに、一般廃棄物と有害廃棄物の説明を区別してください。

社会配慮については、ここは数万人の労働者がいるので、その人たちの健康状況を適切に把握できるような調査・協議方法を検討して、それを実施してください。

調査団からも、じゃ、どういう調査がいいんですかと何度か聞かれたんですけども、いただいた資料の範囲ではなかなかわからないのと、やはり調査団、JICAが一番よく現場を御存じですので、この数万人に及ぶような人たちを、サンプリングという形でするだけでなく、もう少し、例えば、あるひどい病気にかかっているような人たちとか、そういうところの人たちからきちんと聞き取りをして、そこから理論的サンプリングのような方法で追求していくというのもあるんじゃないかというような議論はしましたけれども、その妥当性は、会議の中では別に決められるわけじゃないので、そういう議論をしつつ、こういう形で落ちつきました。

とにかく、数万人の労働者の健康状況というのがやはり対象である以上、その人たちの状況を把握できるような社会調査を組み立てて、社会調査を行って、協議の中でも情報収集してくださいという、かなり大切なものが15番だと思います。

それから16番、シップリサイクル業は、リサイクル解体業者じゃなくて、それを施設処理の人たちや、それを受け取って、またどこかリサイクルしてお金にかえていく

人たちだとか、運送・運輸の人たちだとか、いろんなステークホルダーがかかわるので、そういう人たちにも呼びかけてくださいということです。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

○作本副委員長 今、石田主査からご説明があったんですが、この分野は、私もそれほど専門にはしていないんですけれども、極めて大きな社会問題に、もう既になっているんです。今ご説明ありましたけれども、やはりこの船の解体、これは、ある意味では南北問題にまで通じるぐらいの問題でもありますし、同時に、このインド、パキスタン、バングラ、中国、これで世界の9割の船を、これは解撤というんでしょうか、dismantleですね、解体作業をやっているわけでありまして。

我々はこの香港条約、今ご説明にもありましたけれども、最も重要な点というのは、有害化学物質、これが大量に出るわけ。船ですから9割が鉄なんですけれども、残りの1割の中に、さらにアスベストが大量にあります。次にフロンガスもあります。PCBもあります。あとTBTという船の塗料の問題。もう国際条約、油濁の条約もありますけれども、何十年も、これを国際議論を重ねてきている、この分野なんです。

そういう意味では、インドの、世界の3分の1の船をここで解体するこの案件をJICAさんが取ってくれたというか、仕事をしていただけるということは、私にとってはとてもうれしいであります。なぜかという、さっき有害化学物質、海洋汚濁の大きなテーマと、香港条約ですね、もう一つは400人にもわたる人たちが、もう累積で、事故で亡くなっているということを考えますと、先日のワーキンググループには参加された、いわゆる室蘭のほうで、この日本が世界の解体割合0.1パーセントですか、それを担当されたかなり立派な技術者が混ざっておられたというようなことで、話を聞きながら、これは日本の、あるいはJICAさんが、ぜひ成功させてもらいたいというぐらいにすばらしい事業であり、いろいろテレビとかマスコミでも、船の解体現場の放映機会が増えていることもあるぐらい重要なテーマなんです。

そういうことで、私どもはかなり重点を置いて、今の石田座長のもとで議論を重ねたつもりであります。

ちょっと印象ですけども、申しわけありません。

○村山委員長 ありがとうございます。

たしか、塗料はTBTですね。日本でも一時期問題になりました。

それではいかがでしょうか、ほかに。

鋤柄委員どうぞ。

○鋤柄委員 今、作本副委員長がおっしゃったところにも若干関係するかと思いますが、1番目のご助言で、「汚染物質の除去や健康回復の施策」というふうにおっしゃっておられます。ここの「汚染物質の除去」というのは、これまでに蓄積したものも含

むのでしょうか。それとも、今後の事業の中で飛び散らないようにするとか、そういう意味合いでしょうか。「健康回復」にしてもそうです。これまで健康を害された方が、このアラン／ソシヤ地区には相当いらっしやって、その方々の健康を回復するというところまで含んでいるのか、そこの対象範囲といいますか、それはどのような内容を指しているのでしょうか。

希望としては、過去のものにも踏み込んでいただきたいなという気持ちはあります。実際問題、この助言では、どのようなものを想定されているのか教えていただければと思います。

○村山委員長 今の点はどうでしょうか、松本委員からになっていますが。

○松本委員 結論から言えば、その希望されている過去のものです。ロジックとしてどういう議論をさせていただいたかといいますと、例えば、鉄道でも道路でもいいんですが、既に現状で環境基準を超えているような状況の中でプロジェクトをやるケースが、我々助言委員会でも何度もありました。そのときに、どんなに新規事業の排出なり何なりを抑えたって、既に基準を超えているのだから法律は守れないじゃないかという議論をさんざん助言委員会でもやっていると思います。

今回、少しそのこともロジックとして使いまして、既に、例えば健康被害が起きている、あるいは既に汚染が起きている中で、どれほどこちらが次から気をつけたとしても、既に起きていることはある。このことをどうでしょうかという議論の中で、書き方としてはやや緩いんですが、そういう施策が必要であるかどうかを、まずは検討してください。その上で、JICAがどこまでできるかわかりませんが、対策を現地の政府と検討してほしいということなので全体事項に載せてあります。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかにいかがでしょうか。

○作本副委員長 また追加的で申しわけないです。この件については、もういろんな報告書が出ております。今回JICAさんからいただいた資料もあるんですが、まず経産省のほうで調査をやっております。あと、この分野で専門的な海事センターですか、まさにこういう分野の専門家がいるわけでありまして。

あと、EIAの報告書も既にインド側のグジャラート州ではでき上がっております。そういうようなデータをいろいろ我々は読ませていただきながら、このテーマにアクセスしたんですが、問題自体が、先ほど極めて大きかったということがありますが、私はここに意見として残さなかったことを、JICAさんへのご確認の要望ということで一言お願いしたいんです。

というのは、ここに入っていない項目なんでありまして、ちょうど第12次のエネルギー計画の中で、近くに原発を作る予定であると。もしこれを作った場合に、5km以内にはこのドックが入ってしまうんで、70件か80件のドックを移転してもらわざるを得ないというような議論が、ある報告書に載っております。まさに先ほどの海事セ

ンターの報告書であるんですけども、プロフェッショナルの方が書いた内容であります。

それについて、ワーキンググループの中では、参加されたコンサルの方々が、一応確認しましたと、建設の可能性はありませんということを聞いているんですが、ぜひJICAさんの立場としても、将来の事業の成功、不成功にかかわる部分ですので、必ずご確認を、ここでご回答は結構ですけども、していただきたいと思います。要望です。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかにいかがでしょうか。

少し細かいのですが、13番のアスベストによる影響、これを入れていただいていることはすごく重要だと思うのですが、疾病のところ「肺気腫等の」となっているのです。これは若干不正確ではないかという気がしますので、「肺気腫等の」というもののかわりに、「関連疾病発生」という形で表現しておいたほうが良いような気がします。

○清水谷委員 では、ここの部分を「肺気腫関連疾病発生」というふうに。

○村山委員長 「肺気腫」という言葉というか、この病名自体が不適切ではないかというようなことなのです。なので、これを削除して、「労働者の関連疾病発生状況」。

○清水谷委員 わかりました。そのように修正させていただきます。

○石田委員 「肺気腫を含む疾病発生状況」ではまずいですか。

○村山委員長 私が把握している限り、肺気腫がアスベスト特有の疾病ではないと理解をしています。具体的に挙げると、ほかにも挙げるべき病名があると思いますので。

○石田委員 ありがとうございます、私は理解できました。

○清水谷委員 私もそれで結構でございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら、今の13番については若干修正をしていただいて確定とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、あと三つありますが、少しここで休憩を5分程度入れさせていただいて、残りに進みたいと思います。よろしく願いいたします。

午後3時50分休憩

午後3時56分再開

○村山委員長 それでは、再開させていただいてよろしいでしょうか。

4番目が、インドの道路改修事業のフェーズ2ということです。

こちらについては、主査の日比委員からご説明をお願いいたします。

○日比委員 ありがとうございます。

北東州道路改修事業フェーズ2、協力準備調査（有償事業）のスコーピング案に対する助言案ということで、ワーキングの概要については、ここの1ページに書かれている

とおりでございます。多くの事前のコメント、ご質問をいただきまして、時間を超える議論をしながら、なるべく絞り込めればと思いつつ、かなりの数の助言案になったという経緯がございます。

数が多いので、全部を細かくご説明するのは差し控えたいと思いますけれども、2ページ目の1番のほうから、さっとお話したいと思います。

この事業はインドの東北州、バングラの北、東のほうの地域の国道40号線と54号線という二つの国道の改修、それからバイパス建設の事業で、フェーズ2ということになっています。

全体事項のところでは、ほかにもいろいろ、特にこの地域は、まだまだ道路の舗装もされていない地域も多いということで、いろいろインド政府から要請が出ているということだったんですけれども、その中からこの二つの路線が選ばれたという理由を、まず記述してくださいというのが、まず一つ目になります。それから、残りの区間が今後どうなっていくのかということについても記述してくださいというのも1番に含まれます。

それから2番、これはこのスコーピング案の前半に、その対象地域の概要というところがあるかと思うんですけれども、ここが、内容が少しアンバランスな書かれ方をされているんじゃないかということで、バランスよく記述してくださいというのが2番です。

それから3番、代替案のところ、実はかなりの議論の時間を費やしました。一つの要因としては、この二つの40号線と54号線というのがあって、その二つに分けて代替案の検討となっていて、その後のスコーピングもそうなんですけれども、二つあるので、若干その二つの中で、考え方であったり、表記の仕方であったり、表現の仕方で整合が取れていないところがあって、それが割といろんなところで混乱というか、質問が多く出てきた背景としてあるのかなと思います。

なので、この代替案の検討の中でも幾つか、特に二つの40号線と54号線の代替案の比較の中での整合性を取ってくださいという内容が、特に4、5、6、8、10あたりはそういう内容、それを具体的にいろいろご指摘いただいているものになります。

そして3番ですとか、あとは9番のようなものが、全体的にもう少し整理をしてくださいというのに繋がるご指摘になっているかと思えます。

あとは、11番のように、これも40と54での整合というものともかかわってくるんですけれども、社会経済環境への影響というものも代替案検討の評価に加えるようなご指摘もいただいているのが、この代替案検討の部分が、割と多めの助言が出ているという背景になります。

それから、スコーピングのほうでございましてけれども、こちら40号と54号が分かれているということの延長で、やはりいろいろ、少し表記等、あるいは考え方の整合が取れていない部分があったので、それにまつわるものが幾つかあったかと思えます。

12番もその延長であるかと思えます。

特に、どの代替案が選ばれて、それに対してのスコーピングなのかというのがわかりにくいところが、これは二つの路線があるのに加えて、フェーズ2ということなんですけれども、フェーズ1のときの代替案評価の結果に必ずしも合わないもの選ばれてスコーピングしているというところが非常にわかりにくくて、少し混乱したということもあって、このような12番、どの代替案を対象にしたスコーピングなのかということをも明記するようにという指摘がありました。

それから13番は、振動についてしっかり予測・評価してくださいというもの。

それから、14番については、これは自然環境に関するもので、一部非常に重要な貴重種の生息が確認されている地域を縦断するので、慎重に調査してくださいというもの。

15番は、CO₂に関して、特に森林伐採、特に道路の拡幅に伴って、それなりの伐採があるということで、そのCO₂の影響についても調査、予測してくださいというものです。

16番は、特に焼き畑農業への影響が、どのようなものがあるのかというのを、「社会環境」、「地域経済と生活・生計」で評価してくださいというものです。

それから17番、これも二つの区間内での整合を取ってくださいということで、「地域内利害対立」、「子どもの権利」というところになります。

環境配慮につきましては、これもいろいろ議論が、結構時間を費やしたところなんですけれども、この40号線というほうは、このシロンという都市の周辺部から南に向かって事業対象区域、路線が始まるんですけれども、そのシロンという市内に接続していく。そのシロン市内の大気影響の状況というのが、現況ではもう既にインドの環境クライテリアを超えてしまっているというところがあるので、どのような影響が、この事業によって市内の大気汚染に影響するのかどうか、それを、そもそもこの調査のスコープに含めるべきなのかどうかということも含めて、もう一度検討してくださいというのが18番です。

19番は騒音・振動、特に住宅、学校、病院、宗教施設等への影響というものをしっかり記述してくださいというものです。

20番は、これは特に建設作業中の騒音についてですけれども、インド国内の基準との比較を明記することというもの。振動については、JICAのガイドラインとも比較しながら、評価をわかりやすく明記するというものになっております。

21番は、特に建設労働者のキャンプでの排水、廃棄物対策について記述することというものです。

あと、道路、特にこの地域は山岳地帯を通っているものも多いということで、特に土壌浸食に関する影響を、その法面の保護等について、しっかり環境配慮として記述することというものです。

これに関連するところになるかと思えますけれども、23番は、特に必要なところではボーリング調査等も行っていくことということです。

24番は保護区についてですけれども、周辺地域の保護区について、どういうものがあるのかないのか、具体的な保護区の概要もあわせて記述してくださいというものとなっております。

社会配慮につきましては、25番は後にも類似のものが出てきますけれども、このScheduled Tribes（特定民族）というのはインド国内での分類指定になるかと思うんですけれども、それが世銀のIndigenous Peoplesの指定に該当するのかどうかということを確認してくださいというものです。

26番は、ステークホルダー協議が既に1回目が行われているんですけれども、参加者から、水くみ場へのアクセスの確保はどうなるのかとか、墓地への影響はあるのかないのかというような意見が出ていたので、それについてしっかり対応してくださいというものです。

あと、27番ですけれども、「聖なる森」という森がこの地域に点在しているということなんですけれども、その「聖なる森」に対してどのような影響があるのか。特に汚水、泥水等の発生による影響について調査、記述してくださいというものです。

あと、28番は、これは供用後の道路での事故のリスクについて、どのような対策をするのかということを検討して書くことということになります。

29番、先ほどの特定民族ですけれども、これをステークホルダー協議において、十分な情報が提供された上での自由な事前な協議が得られているかどうかということを確認することということでございます。

最後、これも全体にかかるところになってくるかと思えますけれども、予測手法に加えて、評価をどのような考え方をもってしているのかということをも明記することという助言になっています。

以上、30個の助言ということになります。

以上です。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

○作本副委員長 本当に文字面のことで申しわけないんですけれども、14番の括弧の「トリガ一種」がおもしろそうなので、もし意味を教えてください。すみません、わかんないんで。

あと、「トリガ一種に取って」の、「取って」は、ひらがなのほうがいいかなという。

あと、22番なんですけど、この文章が、やっぱり「必要に応じて」というのがどこにかかるかわからないんで、「土壌浸食に関して、国内法規定に基づき」、あるいは、「必要な場合には」とかということでしょうけれども、「必要に応じて法律を見る、

見ないが自由なんですか」とやられちゃうと、文章としておかしいと思うんで。

○日比委員 すみません、何番にコメントされている……

○作本副委員長 今22番です。「土壌浸食に関して」はいいんですけども、「必要に応じて国内規定に基づき」というと、必要がないから規定を読まなくてもいいのかということになっちゃいますんで、このところの。

あと、「国内規定」というのが、次に日比さんの24番では「法制度上」ということではっきり言っていますから、「国内法規定」になるんじゃないかと思います。そういう意味では、この「必要に応じて」をどこにかけるかということ。ちょっと表現上だけで、意味は特にありません。

○日比委員 わかりました、ありがとうございます。

14番のこの「トリガ一種」というのは、KBAという考え方、重要生物多様性地域というものが、その固有種、あるいは代替性の低い生態系かどうか。そういう生態系に該当するかどうかを決めることになる種のことを、引き金になるという意味で「トリガ一種」という言い方をしています。すみません、わかりにくくて申しわけありません。

それから、22番については、これは清水谷委員のですけれども、いかがいたしましょうか。

○清水谷委員 これは、国内法規定に基づいて道路法面の保護対策を検討する、その有無も含めていると思いますので、すみません、紛らわしかったんですが、「必要に応じて」というのは、これは削除でいいんじゃないかと思います。

○日比委員 削除で。では、「必要に応じて」は削除し、「国内法規定に基づき」ということで修正させていただきます。ありがとうございます。

○石田委員 ご説明いただいた最初になかったもので、説明があったのかもしれないので、もしそうであれば教えてください。

こちらの助言案では、かぎ括弧で囲んだ場所がとても多いんですけども、そこは恐らく強調されているという意味、または区別をするという意味のように理解しています。

ただ、今までいろんな助言を見ていて、かぎ括弧で囲むということはあまりやってこなかったんじゃないかと思うので、ここをどのように解釈していいのかわからないので教えていただけますでしょうか。

私個人の考え方は、かぎ括弧がない方がすっきりしていていいんじゃないかなというふうには思っています。

以上です。

○日比委員 特にかぎ括弧については、議論はワーキングではしておりません。私が出した助言の中で、例えば14番、「重要な自然生息地」とか、「生態系/植物相・動物相・森林」の項目でというところ、特に「重要な自然生息地」というのは、私がこれ

をつけた意味は、それだけを書けば一般用語なんですけれども、ガイドラインで定めるところのということで囲わせていただいておりますが、ほかにも幾つか出てくる場所があるかと思えますけれども、もし参加の委員の方でご説明されたい方がいらっしゃったらお願いいたします。

○塩田委員 塩田ですが、23番には括弧をつけましたが、最初は、文章にしようとしたのですが、ボーリング調査の内容をわかりやすいようにするためには、括弧のほうがわかりやすいと思いそのようにしました。文章だったら、「地すべり箇所における面的な地すべり深さと地質性状の確認のためのボーリング調査を行い」という、最初はそのように文章を直そうかと思いましたが、括弧に入れてもわかるかなと思ってそのようにしました。別に他意はありません。

○石田委員 ありがとうございます。日比主査のお答えで、環境社会配慮ガイドラインに即した書き方ということで理解できましたので、私のほうからは質問の回答を得られたと思いますので、ありがとうございます。特に修正をお願いしたいということではありません。ありがとうございます。

○村山委員長 では、ほかにかがででしょうか。

○作本副委員長 作本ですけれども日比さんのお答えの中で、トリガ一種に私も注意が行っちゃったもので、念のためもう一回確認させてください。14番の下から2行目なんですけど、「取って」という言葉は、これはひらがなのほうが。

○日比委員 そうですね、これはひらがなに修正します。すみません、先ほど失念しました。ありがとうございます。

○村山委員長 ほかはいかがででしょうか。よろしいですか。

よろしければ、先ほどの1字修正ですね。

○日比委員 14番の「取って」と、あと、22番の「必要に応じて」を削除。「国内法規定」、「法」を入れるという、その3点の修正でお願いいたします。

○村山委員長 修正を加えて確定ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、5つ目になります。フィリピンの地下鉄事業に関するスコーピング案ということで、こちらについては主査の二宮委員にご説明をお願いいたします。

○二宮委員 では、フィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業の協力準備調査のスコーピング案について助言案を検討いたしましたので報告させていただきます。

先週の金曜日に、石田委員、谷本委員、私と松本委員、松行委員でワーキンググループを開催いたしました。

本案件は、メガマニラ圏に地下鉄を整備する事業で、マニラ市を中心に複数の行政区にまたがって、ほぼ南北に鉄道を敷設するという計画について、3案を比較して検討をしていただいたものであります。

3案を、最終的にはフィリピン政府によって1案に絞り込んで、最終的にはEIAが行

われるということなのですが、まだ最終の選定が行われていないということで、本調査では、3案について、それぞれ調査団の調査によって代替案検討をしていただいた。

それで、順次いきたいと思います。21の助言案に整理をいたしました。

全体事項としては、まずこういう交通インフラの、地下鉄の整備事業ですが、これまでフィリピン国に対しては、長年にわたって交通インフラ整備に協力をしてきているんだけれども、交通渋滞が深刻化しているという現状があるので、その原因及び対策について記述をしなさいということです。

2番は、これも関連ですけれども、鉄道敷設によって交通渋滞を緩和するということであれば、自家用車へのモーダルシフトが進まないような施策、逆に鉄道へのモーダルシフトを推進するような施策が同時に必要であるということフィリピン政府に提案してくださいということ。

それから、地下鉄という非常に電力消費も大きな事業であることから、メガマニラ圏の電力需給に与える影響を分析してくださいという3案が全体事項として示されています。

それから、代替案の検討ですが、この報告書の中で、少し記述が曖昧な点がありましたので、ここでたくさん委員のご質問、コメント等が出ています。確認できたことについては助言に残っていないのですが、曖昧な点といいますか、確認が必要な点について各委員から助言が残されています。

3案なんですけれども、実は北側の一部と南側の一部というのは、3案とも同じ路線を通っていて、途中で三つに分かれて、また戻っていくという。その共通部分を含んだ比較なのかどうかということも報告書の中から読み取りづらかったということもありますし、南北にそれぞれ車両基地の予定地が示されているのですが、それについてあまり報告書の中では詳しい言及がなかったりとか、そのような点等でわかりにくい点が多かったということでもあります。

それで、4番の、車両基地の全ての代替地について、自然及び社会環境の調査を行って記述しなさいということは、その車両基地に関する記述が少し曖昧であるということでもあります。

それから、オプション1という、三つの案のうちの1番目の案について、既存のMRT3号線と並行した路線であるということで、なぜそうなるのかという理由を明確にしてくださいということ。

それから、周辺住民の雇用、生計手段への影響を社会環境の評価に含めてください。この影響が不十分である。その際、路線による土地利用が異なるという現状を踏まえた評価とすること。それぞれ三つの路線は、セントラル・ビジネス・ディストリクトを主に通るような案と、低層の住宅が広がるようなところを通るような案と混在していますので、土地利用によって影響が違うのではないかというご指摘です。

それから、鉄道敷設によって生じる沿線の土地利用の変化に関する予測。これは土

土地利用に関してですけれども、土地利用がどのように変化していくか、あるいは既存の土地利用計画があるとすれば、それとの整合性。それから地上部分で、幾つもの鉄道路線の1カ所に集積するような場所が生じることがありますので、その際には、かなりそこへの交通集積などが起こる可能性があるのも、あわせて周辺再開発等も促す必要があるのではないかという指摘です。

それから8番、路線オプションごとの需要予測や渋滞緩和への効果についても、非常に不明瞭であるというご指摘です。

それから9番、耐震設計や液状化の影響についても、これも代替案比較及びスコーピングに盛り込んでくださいということです。

10番、オプションごとで事業費についての検討が不十分であるということで、事業費の検討を含めてくださいということ。

それから、オプション1から3の比較検討・評価、先ほど申し上げた南部、北部の共通区間における検討評価、これが混在していてわかりにくいので明確にしてくださいということ。このような多くのコメントが代替案のところに出ています。

あと、スコーピング・マトリックスにつきましては、3案について調査をしてくださっているんですが、3案の比較が、あまり大きな差がなかったのも、その辺についてのご質問等もありました。それから、幾つかの項目について、評価の修正を求めるコメントがありました。

12番は、貧困層・雇用や生計手段への影響について評価を訂正して、B-ということではなくて、予断を持たずに、どうなるかわからないということで丁寧に調査をしてくださいということ。

それから13番、各オプションのスコーピングに、必要な範囲で高架のケースを含める。これは地下鉄ということで、地下を前提に調査がされているのですが、南北の共通部分の一部は高架ということで、だとすれば高架の可能性もあるのではないかとということを含めて検討してくださいということです。

それから14番、文化遺産の項目の工事中及び供用時の評価。文化遺産は、主なものはないので、影響はないというような表現で書かれていましたが、直接的、間接的に影響を受ける文化遺産があるかないかということをしきりと調査をしてくださいということ。

それから15番、土地利用、景観に関する評価。これも評価の内容をもう一度再検討してくださいということです。

環境配慮につきましては、洪水多発地域で行われるということで、洪水の事例を参照して、浸水被害等を予測して記載してくださいということ。

それから17番は、掘削土の利用並びに残土の処理方法・場所についても記述してくださいということ。

それから、社会配慮につきましては、地下を通ります50m以上の地下の空間の利用

について法が整備されているのですが、そのことについても補償について精査をしてくださいということ。

それから19番、路線における土地取得及び住民移転の推定規模。これは、先ほど申し上げた南北の共通部分も含めて推定値が計算されていたのですが、路線それぞれが分かれるところではどう違うのかというようなところがわかりにくいというようなことでのご指摘でした。

最後、ステークホルダー協議・情報公開につきましては、協議開催支援に関して、意見の反映方法及び反映された結果の確認方法について明記をしてくださいということ。

それから、車両基地の代替案検討の際にもステークホルダー協議を実施して、結果を記述してくださいという、このような21のコメントに整理をいたしました。

ご審議よろしく申し上げます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の案について、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

清水谷委員どうぞ。

○清水谷委員 15番について質問させてください。これは、例えば評価を再検討するということは、具体的にどういう問題があったからこれを再検討しようという助言になったのか教えたいだけですしょうか。

○二宮委員 土地利用につきましては、その前の助言のところにも幾つかあったのですが、三つの路線では土地利用状況が違いますので、実際の評価の中では、どういう影響があるのかわからないという評価であったのを、恐らく、特に住宅地を通る場合などはマイナスの評価が明らかだと思えますので、そういう視点から評価をしてくださいというふうにご指摘を申し上げたことに対して、このようになりました。

それから、景観のほうは、主に松行委員のコメントだったんですけども、特に車両基地があるあたりは、その車両基地がどこに作られるかによって、かなり鉄道がずらっと並んで大規模なところが開発されるので、景観等についても影響を見る必要があるのではないかというようなご指摘だったんですけども、景観についてはほぼ影響がないといえますか、そのような評価でしたので、そこはもう一度検討してくださいという内容だったかと思えます。

○清水谷委員 ありがとうございます。文章がものすごくシンプルなので、何かそういった、先ほどご説明のあったような理由をここに加えられるといいのかなとは思ってたんですけども。

○二宮委員 ありがとうございます。実は、これは二つの助言を一つにしたんですけども、前は、ほかの助言のように、「DからCへ」とかという書き方をしてはどうかという意見は出たんですけども、こう書けばわかるだろうということで松行委員のほうのご意見がありましたので、それでJICAの、それからコンサルさんの調査団のほうも内

容はちゃんと理解できたというような確認がありましたのでこうさせていただきます。

○清水谷委員 わかりました。調査団の方のほうでしっかり理解されているということであれば、これ以上問題ないかと思えます。

○村山委員長 それでは、ほかはいかがでしょうか。

○作本副委員長 私も今のご質問で同じように気づいたんですけども、これは地下鉄ですよ、MRTですから。そういうことで、土地利用という場合には、地上の土地あるいは地下の土地利用、権利が随分、こちら辺は交錯する場所だと思うんですけども、土地利用という場合に、地表の、むしろ地下の土地利用、権利にかかわるところ、そういうようなところの評価ということになるのでしょうか。少なくとも、これは地下鉄の工事ですから、地上の部分か、地下の部分か、及び両方でも結構ですけども、そこら辺を明確にしておいたほうがいいのかと思ひまして。

○二宮委員 地下については、特に18のところの谷本委員がコメントを残して下さっていますが、地下空間の利用について、これは主に補償のことですけども、地下については、基本的には土地利用ということはないので、掘るということですので。

ただ、駅は当然地上に上がってきますので、そうすると、人がそこに乗り降りをするとか集まってくるということがあるので、ここで指摘している土地利用というのは、主に地上でのこと。

○作本副委員長 ありがとうございます。

○村山委員長 では、ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正はなしということで確定させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○二宮委員 委員長、2点だけ。今確定していただいたということを前提に言葉の修正だけさせていただきたいのですが、6番の、「ふくめる」という言葉を漢字にさせていただくことと、あと、16番の「記載すること」を、これは「記載」とか「明記」とかを全部「記述」に統一したつもりだったんですけども、ここは「記載」のまま残っていたので、これを「記述」というふうにさせていただきたいんですけども。

○村山委員長 わかりました。今の2点を加えた上で確定ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは6番目です。こちらについては、ベトナムの水管理事業、DFRの段階ということで、ご説明を主査の佐藤委員からお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 佐藤です。

ベトナム国ベンチエ省水管理事業に関するDFRに対する助言案の議論をいたしました。実施時期は今週の月曜日、7月4日に開催いたしました。ワーキングのグループに関しましては、石田委員、柴田委員、鋤柄委員、そして私の4名で実施しました。適用

ガイドラインは2010年の環境社会配慮ガイドラインです。

事前の指摘事項に関しましては35の指摘事項で、今お手元にあります資料で11の助言案にまとめることができました。

この事業に関しましては、ベトナム国の南部のメコンデルタにおいて塩水の遡上が非常に恒常的に発生しているという状況の中で、水門建設を通じて淡水を確実に供給することによって、農業開発と生計向上を達成するという目的の中での調査でございました。

お手元の資料の11の項目を見ていただければなと思います。

全体事項です。1番、大気質の状況の提示において、その調査地点を追記すること。データは出ていたんですけども、それそのものの調査の場所が書いていないということですので、それを追記していただきたいという旨です。

2点目。マングローブ種、林、群等の用語を統一し、それぞれの定義を明記すること。これに関しましては、その対象とする各水門の近くでもマングローブ種があるということで、単一種に関する指摘と、あとは群落に関する指摘が書いてありますので、それをあえて明記することによって、その文書そのものの中でのマングローブの特徴を理解していきましょうというような意図でございます。

3点目です。水系感染症の指摘において、「家庭用水の水質が主な原因と思われる下痢の発病件数が多く、依然顕著なままとなっている」と追記すること。顕著になっているということは書いてはいるんですが、その中に、この原因がある程度明白だということですので、家庭用水の水質が主な原因という、そのものを追記していただきたいという理由で、この文章を入れることを提案させていただきました。

4点目です。既存EIAの更新等の現状についてFRに記載すること。

5点目として、本調査の中で土地利用計画原案の作成を行い、この更新・モニタリングを支援する付帯技術協力事業プロジェクトを提案したことを明記すること。これについても、また今回明記していただきたいという旨です。実際にそのプロジェクトを提案している状況が中で書かれておりますので、それをしっかりと書いてほしいということですので。

代替案の検討です。包括的な代替案の検討において、「中小規模水門建設」を最適と位置づける理由を明記すること。比較対象の案があるわけですが、その評点に対策がないところがあったこともあり、あえてその比較優位性というのを明記していただきたいという理由でございます。

7点目。8カ所で水門建設が行われるものですが、その事業効果について記述内容を整理すること。文の展開、そして記述内容について非常に散漫しておりましたので、それを一つのストーリーを作って書いていただきたいという理由でございます。

社会配慮です。事業対象地域の漁業に対する影響はほとんどないと評価したこと、そしてその理由を明記すること。この地域はデルタ地帯でございますので、大型の漁

業に何か影響をもたらすのかなというようなことであつたわけなんです、非常に小型の、そして小魚を採取するというようなものであるということとを共有することができ、影響がほとんどないということが我々理解できましたので、それについて書いていただきたいという旨です。

9番、社会影響への緩和策において、ベンチエ省に対する土地利用計画の策定能力向上に関する技術支援プロジェクトの形成の可能性を検討すること。実際に、この先方との調整の中で、さまざまな技術支援プロジェクトが、想定でき得るものが、今検討が進んでいるという状況でございます。ぜひこういうふうに書いていただく中で、今後にも繋げていければなという意図で書かせていただきました。

10番目です。ステークホルダー協議・情報公開。

属性、職業等について書かれていなかったのも、そういうものを書いていただきたいという旨です。

最後です。土地利用の変化によって、農薬や化学肥料利用等の増加に伴う影響が生じた場合には、必要に応じてモニタリングと緩和策を検討することを提案すること。現在の時点では、このような土地利用によって新たに農薬を使う、化学肥料を使うということも想定でき得るわけなんです、今の評価項目の中にこれら进行评估する項目がございません。今後の件として、状況に応じてこのようなモニタリングと緩和策を検討していただきたいということを提案するというようなことも書かせていただきました。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご提案について、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

清水谷委員どうぞ。

○清水谷委員 佐藤主査どうもありがとうございます。私はこのスコーピング案のときのワーキングに参加をしていたんですが、今回の助言案の中で、環境配慮についての助言がありません。スコーピング案のときに懸念されていたのは、幾つか水門があって、大きな水門を閉じたときに、その水門の内側にある一定規模の集落というか、町があって、そこから排出される生活污水というものがたまるのではないかという懸念がありました。その部分はDFRのほうで調べていただくような助言になっていたかと思うんですが、実際にそのあたりの懸念といいますか、予測・評価というのはどういう状況になっていたのか教えていただきたいんですが。

○村山委員長 柴田委員からありますか。

○柴田委員 今、具体的なデータはないのですけれども、そのあたりは水門の開閉操作を、水質の状況をモニタリングしながら実施するというので、上流で淡水を取水して域内に流し込みまして、下流の水門でその水を域外に排水するという操作を行う

ことを前提にして、水質の変化のシミュレーションが実際に行われておりまして、そのシミュレーションに基づきますと、水質に関しては改善するだろうということがシミュレーションの結果は確認されているということが記載されている状況でした。

○佐藤委員 実際に、今回のDFRを見ますと、シミュレーションのところと、あと社会配慮に対する非常に充実してきたというのが全参加委員の印象です。実際に、そのシミュレーションを受けた中での判断で、環境配慮に関する質問に関しましても六つの質問があったわけなんですけれども、全てそれについてワーキングの中で了解が得られ、今回のような結果になっているという次第です。

以上です。

○清水谷委員 ありがとうございます。今の説明で了解しました。

○村山委員長 そのほかいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 細かい点の確認だけですが、追記とか、あるいは明記するということがありますが、これはドラフトファイナルレポート、DFRに対する助言ということですから、明記をしたり追記をしたりするのはFRということによろしいですね。FRというのが書いてあるところと、書いていないところとあるものですから、その確認だけです。

○佐藤委員 ご指摘のとおりです。FRに追記すること、FRに明記をするということでございます。

○村山委員長 そうすると、「FR」という言葉を加えますか。そのほうが明確ですね。

○佐藤委員 はい。

○村山委員長 そうすると、2番、3番、5番もそうですか、6番も含めて全てですか。

今の点については追加していくということをお願いいたします。

今回は、今週月曜日にワーキングを行っていますので、非常に時間がない中でまとめていただいていますから、若干の追加修正があってもおかしくないと思います。

ほかはいかがでしょうか。

田辺委員どうぞ。

○田辺委員 11番の「提案をすること」というのは、誰にどう提案すると読めば良いでしょうか。

○柴田委員 これは、今後の変化ということで、たちまち今回の事業の範囲には、直接的には書き切れないのではないということもありましたが、それを踏まえまして、この事業を進めるに当たって、JICAさんのほうから先方実施機関に提案していくということで議論させていただきました。

○田辺委員 「先方」とか「相手国」とか、用語はわかりませんが、誰に提案するかは書いておいたほうがいいかなと思います。

○柴田委員 そうしましたら、ここは「実施機関に提案すること」というふうな形で

記述させていただきたいと思います。

○村山委員長 11番については、「実施機関に提案する」という形でよろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

幾つか追加する文言がありました。それを含めた形で確定ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、これで助言文書の確定は全て終わりましたので、あとはその他ということになります。何かありますでしょうか。

○渡辺 事務局からはその他の議題は特にございません。

○村山委員長 それでは、委員のほうから何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

今日冒頭にもありましたが、今日で第3期が終わりということで、若干振り返ってみますと、3期では前半に運用の見直しのワーキングを行いました。相当精力的にご議論いただいて、そのおかげもあって、大分整理された形で議論できるようになったかなと思います。

一方で、時間的な配分とか、いろいろとまだ課題もあるような気もします。そのあたりは、第4期に引き継がれていくのではないかと考えております。

本当に、今日を含めて2年間ありがとうございました。

それでは、次のスケジュールの確認ということでよろしいでしょうか。

○渡辺 スケジュール確認ですけれども、2点あります。1点目が、これは第4期第1回目の全体会合になりますけれども、8月1日月曜日の2時半からJICAの本部で行われます。会議室は追って連絡さしあげます。

2点目が、今回、ワーキンググループのスケジュールを特段お示ししなかったのですが、まず一つ、7月は、もうワーキングの予定はございません。2点目が、8月なんですけれども、先ほど、冒頭に説明したエチオピアの案件が8月で日程調整を予定しているのと、あともう1件あるかないかという、2件程度の予定であります。この点は、新任の委員の方のスケジュールも含めて、今こちらで調整しておりますので、おって事務局のほうから割り当ての案をメールにて差し上げる予定であります。

以上です。

○村山委員長 ということで、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○渡辺 最後に一言、宮崎から挨拶をさせていただきます。

○宮崎 冒頭、部長の和田のほうからご挨拶申し上げましたので、繰り返しになりますが、冒頭おいでにならなかった方もいらっしゃいますので、本当に簡単にではございませんけれども、ご挨拶申し上げます。本日、第3期のJICAの環境社会配慮助言委員会の全体会合の最終回ということで、この2年間、皆様には大変お世話になりました。

環境社会配慮の質を確保するために、助言委員の皆様のご貢献というのは非常に多

大だと考えておりました、心から感謝申し上げます。特に、村山委員長、作本副委員長、田中副委員長におかれましては、会議を取り仕切っていただき、本当にありがとうございました。

先週の金曜日、7月1日にございましたバングラデシュでの非常に痛ましい事件に関しましては、冒頭に私ども、部長が音頭をとり、黙禱をささげさせていただきました。改めまして犠牲者の方々のご冥福を心からお祈りするとともに、怪我をしていらっしゃる方の1日も早い回復を祈っております。

それから、第4期でございますけれども、冒頭で部長のほうから申し上げましたとおり、14名の皆様には、引き続き助言委員としてご活躍いただくということになっており、9名の皆様に関しましては、今期をもって退任ということになっております。

退任いただく委員の皆様に関しましては、ガイドラインの中に「必要に応じて臨時委員の参画を求める」ということが書かれておりました、事業の特性等を勘案いたしまして、お願いをさせていただくこともあると思います。また、助言委員会に限らず、JICA事業にお手伝いをお願いさせていただくこともあろうかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願い申し上げます。

本当は、今回第3期の助言委員会の最後ということで、懇親会の予定をさせていただいておりましたけれども、バングラデシュの事件もございましたので、このご挨拶をもって今期の助言委員会全体会合を終わらせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

午後4時45分閉会